

## フォークリフト、ハイリフト (マスト付全電動)の運転操作にあたって

- 最大荷重1トン未満のフォークリフト及びハイリフトの運転操作は「フォークリフト運転技能講習」を受講し修了した人、または事業者の行う「特別教育」を受けた人に限られます。
- 最大荷重1トン以上のフォークリフト及びハイリフトの運転操作は「フォークリフト運転技能講習」を受講し、修了した人に限られます。

## ショベルローダの運転操作にあたって

- 最大荷重1トン未満のショベルローダの運転操作は「ショベルローダ運転技能講習」を受講し修了した人、または事業者の行う「特別教育」を受けた人に限られます。
- 最大荷重1トン以上のショベルローダの運転操作は「ショベルローダ運転技能講習」を受講し、修了した人に限られます。

## ホイールローダの運転操作にあたって

- 機体質量3トン未満のホイールローダの運転操作は「車輛系建設機械の運転業務に係わる特別教育」の受講が必要です。
- 機体質量3トン以上のホイールローダの運転操作は「車輛系建設機械運転技能講習修了証」の取得が必要です。

## 高所作業車の運転操作にあたって

- 作業床高さ2m以上10m未満の高所作業車の運転操作には「高所作業車の業務に係わる特別教育」の修了が必要です。
- 作業床高さ10m以上の高所作業車の運転操作には「高所作業車運転技能講習修了証」の取得が必要です。
- 高さ2m以上の個所での作業には、安全帯の使用が義務付けられています。

## エンジン式発電機の運転操作にあたって

- エンジン式発電機は、電気事業法により電気工作物としての扱いを受けます。
- 電気工作物の保安規制としての一環で、電気事業法により、工事現場等における移動用発電機を含め出力10kW以上の自家用電気工作物(非常用予備発電機を含む)は、①保安規定の届出(電気事業法第42条)②主任技術者の選任届出(同第43条)が、経済産業省の最寄りの産業保安監督部長あてに必要となります。このほか、非常用予備発電機等(設備用)は電気事業法のみならず消防法にての①電気設備施設届(許可が必要)②少量危険物届(同)等が必要となってきます。

